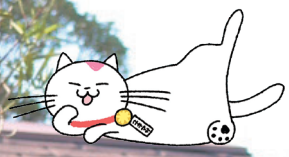
令和5年11月　No.321

愛知県行政書士会報

愛知

■労働者協同組合法に関する研修会
■広報月間PR活動
■行政書士制度広報月間に係る3県行政書士会合同報道機関訪問





愛知県行政書士会キャラクター
コノハくん

愛知県行政書士会　https://www.aichi-gyosei.or.jp

於大の方の由緒の地「椎の木屋敷跡」

Contents コンテンツ

12月１日は「ADRの日」 ……愛知県行政書士会　副会長　子安　幸代… 1

労働者協同組合法に関する研修会…… 2

広報月間PR活動　中日新聞社訪問 …… 2

行政書士制度広報月間に係る３県行政書士会合同報道機関訪問…… 3

訃報…… 4

～スペシャル・レポート～　デジタル社会の実現に向けて……デジタル推進本部委員　渡辺　尚美… 5

お知らせコーナー　ライブラリ研修動画一覧…… 7

ライブラリ研修申込書…… 9

初心者向け業務相談のお知らせ……10

初心者向け業務相談申込書……11

会員訪問記（西北支部　櫻井　謙至会員）……会報委員　佐橋　正也…12

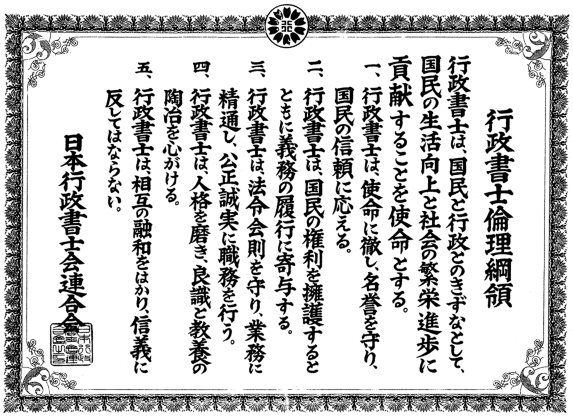
支部だより……13

事務局だより……26

会員の動向　新規登録入会者の紹介　他……29

コスモスあいちコーナー……36

あとがき……37



12月１日は「ADRの日」

行政書士ADRセンター愛知も法務省の啓発活動に積極的に取り組みます。

副会長　子安　幸代

令和４年３月「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民に身近なものとするためのアクション・プラン」に基づき、ADR法公布日にちなんで、12月１日を「ADRの日」、同日から同月７日までを「ADR週間」とし、法務省よりADRセンター等の関係機関に対してADR・ODRの積極的な広報啓発活動等への取組強化依頼を受けました。

「ADR週間」協力事業の一環として、日行連ADR推進本部では、会員への周知を強化することを目的として、一般会員向けの研修会の開催を企画することとなり、今期私は当本部の本部員として推進事業に参画させていただく機会を得ましたことから、ADRセンター愛知もこの事業に協力する形で法務行政への協力依頼に応えていきたいと考え、本部事業企画の実施に協力してまいります。

ADRセンター愛知も立ち上げから10年が経ち、取り巻く環境も大きく変化してきています。これまで裁判外紛争解決手続として活用推進されてきたADR（Alternative Dispute Resolution）は、ODR（Online Dispute Resolution）へと活躍の場を展開し、新たな可能性に向かって歩みを始めました。ODRを活用するには、これまで積んできた経験やスキルに上乗せして、本人確認等のオンラインゆえに生じる課題を解消するための工夫が要求されます。そこで日行連ADR推進本部では昨年度からODR模擬調停を数回にわたって実施し、課題などを抽出し、迅速で大きな流れに対応できるよう、急ピッチで備えを進めています。

他方、「行政書士」によるADRセンターが運営する、当事者による解決を目指す対話促進型調停は、その過程で紛争と思われていた案件が、手続実施者の調停の場づくり、駆使される傾聴スキル等によって当事者が自主的に紛争解決しようとする姿勢へと変化することにより、やがて紛争色を失い合意へ向かうという流れゆえに、合意書内容の履行率が非常に高く、ADR調停の有用性の高さを物語っており、ODRの活用が進んでも、この有用性が失われることがあってはならないとの認識で今後ODRの活用に取組んでいくことが重要であると感じています。

この他、当センターでの新たな展開として、今年３月名古屋市の“ペットパートナーシップ事業”の協力事業所となり、今後問合わせ内容の幅も広がってくることが予想され、愛護動物にまつわる分野のトラブルについて、内容に応じた柔軟な対応ができるよう体制を強化しています。

このようなセンターを取巻く環境・状況が変化を続ける中で、行政書士によるADRセンターの活動が、紛争解決の場の提供として認識されるに留まらず、会員の皆様に様々な立場からともにこの活動を支えていただくことで、行政書士の法務行政への関心の高さに繋げ、市民社会に貢献できる機関としての認知度を高めていくことが当ADRセンターの使命であると考えています。

皆様のADRセンターへのご理解をこれまで以上に賜れるよう、今後も努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。

労働者協同組合法に関する研修会

法人経営部　木村　寿

日　時　令和５年７月24日㈪
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会　３階
出席者　会館　13人（オンライン　66人）



法人経営部では、厚生労働省労働者協同組合業務室　水野嘉郎様、愛知県労働局労働福祉課　小島逸平様に講師をお願いして、労働者協同組合法に関する研修会を開催しました。

研修開始にあたり、労働者協同組合法が成立にいたった背景について同法の成立にご尽力なされた参議院議員　里見隆治様よりお話があり、その後、厚生労働省　水野様より労働者組合法の概要、その可能性についてご説明いただき、愛知県労働局　小島様より労働者協同組合に係る県への届出等に関してご説明頂きました。

労働者協同組合法は令和４年10月１日から施行され、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢の一つとして、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自らその事業に従事する組織であり、現在ではキャンプ場の経営や地域のお弁当作りなど様々な事業が行われているとのことです。また、株式会社の株主と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に１人１個の議決権を有していることも特色です。

広報月間PR活動 中日新聞社訪問

広報部　野﨑　晃

日　時　令和５年９月27日㈬
　　午前11時～12時
訪問先　中日新聞社　広告局広告二部
　　部長　　鈴木　宏英様
　　部次長　安藤　賢一様
　　　　尾関　順康様
訪問者　愛知県行政書士会
　　副会長　内藤　広子
　　広報部長　野﨑　晃



当会も行政書士記念日広告などでお世話になっている「ドラゴンズが勝っても負けても最強地元紙の地位に変化無し」でお馴染み、中日新聞社を訪問し行政書士制度広報月間のPR活動を行いました。

当会が県内全域で行う広報活動を報告するとともに、広報活動についてのアドバイス、効果的な広告のあり方などについてご教授いただきました。

行政書士の知名度向上のため、メディアを有効に活用する方法や具体的な訪問先など、さすが広告局部長様は「広告のプロ」、有力地元紙との関係性を日常から構築しておくことの重要性についての指摘は、大変に有益と感じました。

出来ることは即実行し、広報月間に反映したいと思います。

会員の皆様には広報月間へのご協力を、重ねてお願い申し上げます。

行政書士制度広報月間に係る 3県行政書士会合同報道機関訪問

広報部　野﨑　晃

日　時　令和５年９月13日㈬
　　午後３時～４時
訪問先　NHK名古屋放送局
　　視聴者リレーションセンター
　　センター長　小林　明和様
　　視聴者リレーションセンター
　　広報　高橋　慶佑様
訪問者　愛知県行政書士会
　　副会長　内藤　広子
　　広報部長　野﨑　晃
　　岐阜県行政書士会
　　副会長　伊藤　寛純様
　　企画広報部長　鈴木　泰広様
　　三重会行政書士会
　　広報部長　野﨑　昭伸様
　　広報部副部長　芝野　拓磨様



10月から始まる広報月間を前に、愛知・岐阜・三重の行政書士会が参集しメディアPRを行いました。NHK大河ドラマ「どうする家康」も佳境に入る頃合い、戦国時代を描く舞台に東海３県は欠かすことができない、まさに絶好のタイミング。

小林センター長様からは、相談会の開催件数、相談内容、相談件数の推移に始まり、コロナ禍前後での相談内容の変化、各県の地域性による相談内容の違いなど、行政書士会の行う広報活動について、大変深い部分まで質問を受け、各会それぞれが回答をするとともに、各会独自の取り組みをPRしました。

また、成年後見制度やマイナンバーカード代理申請事業を行っているなど、身近な法律家としての行政書士制度をPRすることができました。

岐阜会、三重会ともに広報担当が新任されたばかりとのことでした。NHK名古屋放送局までは、愛知会は地下鉄で１区ですが、岐阜会、三重会の方々は遠方よりお越しになります。次年度からは他のメディアも併せて訪問できるよう愛知会として検討したいと思います。

さて、毎年10月に実施する行政書士制度広報月間は、県民の皆様に行政書士制度をPRする重要な機会です。各県の会員がそれぞれの地域に緊密に関わりを持ち、地域の皆様のために日々活動していることを発信することで、行政書士の認知度と社会的評価の向上に資するとの認識のもと、本年度においても各支部の皆様のご協力をいただき広報月間を行います。本誌が発行され皆様の目に触れるのは11月になりますので、相変わらず微妙なタイムラグがございますが、広報月間へのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

将棋やりませんか？興味のある方は、こちらに連絡ください↓

愛知県行政書士会　TEL：052-931-4068　事務局広報担当者
連絡締切：令和５年11月30日㈭　午後５時まで

訃　　報

会報（令和４年５月号より令和５年９月号まで）にご寄稿くださっていました、南山大学法学部教授 伊藤司様が去る令和５年９月９日にご逝去されました。

ご生前のご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

愛知県行政書士会

会長　　竹　田　　勲

～スペシャル・レポート～

デジタル社会の実現に向けて



日本行政書士会連合会
デジタル推進本部委員　渡辺　尚美

2023年９月１日、日本行政書士会連合会は、「デジタル庁と日本行政書士会連合会との連携協定書」を締結しました。「誰一人取り残されないデジタル社会」実現のために必要な事業の企画及び実施に関し、相互に協力して推進するための合意です。このことは、デジタル庁を中心に国家主導で許認可申請のデジタル化・オンライン化が進められ、デジタル・ガバメント実現に向けた動きが加速している現在において、デジタル社会に機能する行政書士としての地位確保のための大きな一歩といえます。

連携協定の締結は、デジタル推進本部が中心となり各業務部と連携し、デジタル庁及び関係各所に提言し意見交換を行った結果が実ったものです。

非行政書士によるなりすましを回避し、国民の権利利益を守り、行政手続きの円滑化に資するために、行政書士の代理申請の地位を確保すべく、デジタル推進本部は地道な情報収集、調査、分析、意見交換をしています。

デジタル推進本部は以下を主な目的として活動しています。

１．行政書士業務のデジタル対応について

現在、社会のあらゆる分野でデジタル化が推し進められていることは紛れもない事実です。この流れは不可逆的な変化であり、５年後、10年後の行政書士業務を見据えて「今」を考え、行動することは大切なことだと思います。デジタル化が進むことで行政書士業務は変化します。この時代の流れのかじ取りひとつで行政書士の未来は大きく変わります。日本行政書士会連合会は、デジタル化された社会でも行政書士が代理人として活躍できる道を確保するため活動しています。具体的にはオンライン上で全省庁統一の「代理」システムが利用でき、資格情報がデジタルで証明でき、代理人としての行政書士の地位を確保することを目指しています。

行政手続きのデジタル化においては、申請のための確認・証明書類が大量のPDFとなり行政機関に送られることが懸念されています。このような事実証明などの書類を行政書士が確認することで申請が簡素化・標準化され、事後調査においては調査の立会権を確立すると共に、聴聞・弁明および不服申立ての手続きの代理権を獲得するまでを視野に入れています。これらが実現すれば未来の行政書士の業務は国民からさらに信頼され、質も量も拡充するのではないでしょうか。

２．行政書士法改正作業への参画

デジタル化対応のための改正法案と行政手続法ならびに各種業法その他これらに付随する命令・規則・条例等との整合性に関する分析、課題の抽出、ソリューションの提示をします。これらは、デジタル推進本部単独で行うのではなく、常に、他のワーキンググループ、制度調査室、各業務部と情報を共有し協議しながら進めています。

３．各省庁・各外部団体との連携及び情報収集

横断的整理に基づき社会全体の円滑なデジタル化に寄与すべく、各省庁、自治体、公益団体及び民間事業者等が推進する個別手続のデジタル化に協力・連携し、情報収集しています。

４．単位会との情報交換、研修への協力

「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現には、オンライン申請に対応できない行政書士を「０」にする必要があると考え、VOD研修や情報発信を通して各地協（単位会）へ協力します。

５．マイナンバーカード普及促進事業

デジタル化の基盤整備の一つがマイナンバーカードの普及です。令和４年の事業として、総務省から委託されたマイナンバーカード代理申請手続事業は、目標となった４万件の申請を上回る７万件超の申請件数を上げました。これはデジタル化の推進に行政書士が大きくかかわった実績となり、総務省をはじめとする省庁へアピールすることができました。さらに、マンション管理計画認定手続支援システムにおいては、「代理申請できる代理人は、行政書士に限

ります。」という一文を入れることができました。行政書士の代理システムを構築した第一歩として実現したものです。このような実績の積み上げで行政書士の代理人としての地位をゆるぎないものにしていくことができると確信しています。

なお、今年11月頃からは、各行政書士単位会と各市区町村の契約により、福祉施設・支援団体の方（高齢者や障がい者の方など）に向けたマイナンバーカード申請サポート・代理交付の業務委託が計画されています。事業の実施中に寄せらせた制度に対する意見等は、総務省と共有し、安全なデジタル社会の構築のためにフィードバックします。

6．会員管理システムの改修

現在、日本行政書士連合会は、新会員管理システムに移行する準備を進めています。この目的は二つあります。

ひとつは、単位会も利用可能な会員登録事務の効率化により、正確な会員情報をタイムラグなく会の内外に対して提供できる体制を構築すること。

そして、将来的に行政手続のオンライン申請の際に、システム上で行政書士資格が紐付けされ、証明が行えるように、令和７年に国が運用開始予定の「国家資格等連携・活用システム（仮称）」に連携できる機能の実装について検討を進めています。

次に、愛知県行政書士会の取組みについて説明します。

今年度の基本方針に「デジタル専門部署の設置」が掲げてあります。９月20日にデジタル専門部署の在り方検討会として「デジタル推進ワーキンググループ」が総務部より立ち上がりました。デジタル推進本部が行政書士全体の将来にわたる業務と地位の確保を目的とするならば、愛知県行政書士会「デジタル推進ワーキンググループ」は、デジタル申請について困っている会員のため、そしてデジタル申請に関する問題に直面している地域の方のために、迅速な対応と研究を目的として活動をしていきます。

希望する支部にはオンライン化に向けた導入サポートを行い、支部研修のオンライン化を支援します。少しずつ増えてきたオンライン申請を進めるための研修会を実施し、会員がオンライン申請に対応できるように支援します。

また、日本行政書士会連合会が会員管理システムを新しく導入することを見据え、会員との連絡手段のデジタル対応について協議していきます。これらの活動は、今後の行政手続きのオンライン化・デジタル化に対応しつつ、次年度以降も中長期的に継続していきます。

では、一人一人の行政書士は何をすべきでしょうか。

いきなりデジタル化といわれても何から手を付けたらよいのか、何を優先してやるべきか、悩むと思います。デジタルリテラシー（デジタル技術を理解して適切に活用するスキル）の向上のためにはまず、自身がどの程度のスキル、知識を持っているかを知ることです。

その上で、基礎的なITリテラシーから積み上げることが重要だと思います。知識・スキル・環境の整備を順を追って整えていき、オンライン申請の経験を積むことで、デジタル実務への対応能力が向上していきます。

しかし、デジタル社会に対応する行政書士が事実証明などの書類を確認する、又は、事後調査において調査の立会権を確立すると共に、聴聞・弁明および不服申立ての手続きの代理権を獲得するとなれば、その責任能力を担保する必要があります。一人一人の行政書士が倫理的自覚を持ち、襟を正して真摯にオンライン申請に臨まなければなりません。

また、そもそもですが、オンライン申請は業務効率を改善し、コストの削減などそれによるメリットを享受するためのものです。それは行政書士だけではなく申請者にとってもそうであるべきです。申請者も含めたオンライン化という視点も必要です。

会員一人一人のデジタル化に向けた努力が、デジタル社会への貢献となり、変化する社会の中で、国民の権利利益の実現に資する行政手続きの専門家として報われるのだと思います。



日本行政書士会連合会　公式キャラクター ユキマサくん

Information for Members ―お知らせ―

研修会動画一覧

ライブラリ研修　：会館にて視聴していただきます。次頁のライブラリ研修申込書によりお申込みください。
オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブラリ】－【研修会ライブラリ】にて各自で視聴してください。

（令和５年９月25日現在）

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
1	総務部	525	H28．2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	建設環境部	607	R 4．2．7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
3		620	R 4．9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
4		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
5		627	R 5．1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
6		638	R 5．8.30	建設環境部業務研修会	○	×
7	運輸交通部	551	H29．1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
8		595	R 3.10．4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
9		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
10		615	R 4．8．1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
11		624	R 4.12．1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
12		634	R 5．4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
13	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法１	○	○
14		510	H27．2.18	はじめての国際法２	○	○
15		526	H28．3．7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
16		528	H28．4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
17		547	H31．2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
18		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
19		563	R 2．1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
20		562	R 2．2.28	特定技能に関する研修会	○	○
21		578	R 2.12．3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
22		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
23		611	R 4．6．9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
24		618	R 4．9．8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	○
25		625	R 4.12．9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○
26	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
27		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
28		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
29		609	R 4．2.22	農地法第４条５条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○
30		626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○

	部	番号	年　月　日	内　　容	ライブラリ研修【会館】	オンデマンド研修【ホームページ】
31	土地利用部	628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○
32		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○
33	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
34		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
35		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
36		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
37		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
38		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
39		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
40		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
41		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
42		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
43		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○
44		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○
45	私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
46		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
47		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
48		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（※企画情報部と合同）	○	○
49		554	R 1. 9. 9	債権各論　契約に関する研修会	○	○
50		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
51		591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○
52		602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○
53		608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×
54		610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○
55		616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○
56		621	R 4.11.15	民法改正後の実務に関する研修会 【※令和５年11月15日までの掲載】	○	○
57		631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○
58		632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○
59		633	R 5. 3.31	私法部研修会	○	○
60		636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○
61	旧）企画情報部※	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第２部　戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
62		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
63		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
64		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【１回目】	○	○
65		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会【２回目】	○	○

※企画情報部につきましては令和３年４月１日施行の規則改正により統廃合されました。

ライブラリ研修申込書

令和　　年　　月　　日

愛知県行政書士会会長　殿

申込者	氏　名		
	支　部	支部	事務所TEL・FAX
	会員番号		TEL（　　）　　—
	メールアドレス		FAX（　　）　　—

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内　容	備考
（例）　令和○年○月○日▽時	531	平成28．9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1．　お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の７日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。
	（視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります。）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1．　視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。
	2．　視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。
	3．　館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。
	4．　視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は、
	退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページhttps://www.aichi-gyosei.or.jpの会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄	

初心者向け業務相談のお知らせ

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

・相談は原則として愛知県行政書士会館で行います。
・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
・相談時間は１人１時間程度を予定していますので、ご了承願います。

建設環境部　建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

内　容　　建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
内　容　　産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部　運輸交通関係業務相談

内　容　　自動車登録（車庫証明含む）について

国　際　部　国際関係業務相談

内　容　　国際関係業務について

土地利用部　土地利用関係業務相談

内　容　　開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部　法人経営関係業務相談

内　容　　風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私　法　部　私法関係業務相談

内　容　　相続手続き、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会　　御中

年　　月　　日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。（該当する部に○印）

- 建設環境部　建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- 運輸交通部　運輸交通関係業務相談
- 国　際　部　国際関係業務相談
- 土地利用部　土地利用関係業務相談
- 法人経営部　法人経営関係業務相談
- 私　法　部　私法関係業務相談

支　　部		会員番号	
氏　　名		電話番号	
相談内容 （詳細を具体的にお書きください。）			

愛知県行政書士会　ＦＡＸ　052-932-3647



西北支部：櫻井　謙至会員

会報委員　佐橋　正也



まだ残暑の続く９月初旬、愛知県行政書士会西北支部の支部長として支部を牽引されている櫻井謙至会員の事務所を訪問させていただきました。

平成20年に行政書士登録され、今年で開業16年目を迎えておられます。事務所を開業された経緯、日々の業務のことなどお伺いしました。

Q．行政書士を目指したきっかけ、開業の経緯を教えてください。

A．目指したきっかけは、一家にひとり法律に携わっているヤツがいれば、何等かの火の粉が飛んできたとき又は飛んできそうなときに、ガードしたり未然に防げると思って。

独立して開業しようと思ったのは、私はサラリーマンには絶対に向いてないなと思ったからです。毎日決まった時間に出勤してっていうことがそもそも疑問で…。仕事のパフォーマンスって早朝の方が高い人も、深夜の方がいいと言う人もいるので、各自が結果を残せばいいという考えで。それで開業資金を貯めたところで開業しました。

Q．主力業務を教えてください。

A．国際業務と建設業関係業務ですね。開業当初は特にやりたいという業務が決まっていたわけでは無く、色々と受任して種々様々の業務に携わらせていただきました。そんな中で自然と件数が増えていったのがこの２つです。

業務量が増える中で真新しい業務を受任するとなると時間が無いのに１から調べないといけなくなり、それがかえって依頼者様にもご迷惑になってしまうかもしれないということから、慣れない分野は他の行政書士の先生にお願いするようになって、いつの間にか専門性が高まってきたのが国際業務と建設業関係の２つです。

あとその業務が自分に合う、合わないという事もありますね。

Q．一行政書士として今後の展望などがあれば教えてください。

A．脱行政書士したいですね。（笑）

行政書士の本来業務である書類作成をしていくということも、もちろんありますが、行政書士は色んな会社さんと関わるので、会社さん同士をお繋ぎしたり、多角的な観点からアドバイスしたりすることで共存共栄をお手伝いできる存在になっていけたらと思っています。

許認可を取得するのと同時に、会社の発展自体をサポートできれば、ひいては日本の経済発展に寄与できると思うので。これは行政書士を基盤にしつつ、それを脱しないといけないので、行政書士というか、士業の殻をブレイクスルーすることが今後の展望です。

現在は西北支部の支部長の職を預かっておられる櫻井会員でございますが、日々お忙しくされているのにもかかわらず、支部会員のために、行政書士の経営や営業にフォーカスした前衛的な研修会や、支部会員同士がコミュニケーションをとりやすい環境をつくるために懇親会なども積極的に開催してくださっています。

支部を代表するお立場にありながらも、それを感じさせず気さくにお話しいただけたこと、貴重なお時間をいただけたことに深く感謝するとともに今後の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

支部だより

知多支部　自動車登録（移転登録）についての研修会

会報委員　岡田　晋太郎

日　時　令和５年８月27日㈰
　　午後２時～４時30分
場　所　アイプラザ半田　小ホール
講　師　中川　大爾会員（知多支部）



暑さが続く今日、知多支部では中川大爾会員に講師をお引き受けいただき、「自動車登録についての研修会」として、普通自動車及び軽自動車の移転登録手続きに関する研修会が行われました。

初めて業務を行う会員向けの研修内容とのことでしたが、委任状の作成方法や留意事項、実際に使用する申請書（OCRシート）を確認しながら移転登録申請時に記載する箇所・記載内容の説明、実際に窓口での手続きの流れなどの具体的な解説が普通自動車と軽自動車に分けて行われ、さらには、OSSや出張封印など現在の自動車登録手続きに関する情報共有など幅広くそして深く学ぶことができました。

質疑応答の時間では、自動車登録業務を受任するための営業方法のご質問や今回の研修に参加された会員ご自身の自動車登録手続きに関する質問などをいただき、講師からは質問に対する率直なご意見、ご回答をいただくことができ、参加された会員皆様の今後の業務運営に活かすことのできる有意義な研修となりました。今後の自動車登録の手続きについてもスムーズに行えるようになったのではないでしょうか。

岡崎支部　親睦旅行会　伊勢神宮参拝と懐石料理を堪能する旅

会報委員　伊東　毅

日　時　令和５年９月２日㈯
参加者　21名



４年ぶりに岡崎支部親睦旅行が開催されました。総勢21名を乗せたバスは三重県へ向けて出発しました。

初めにかまぼこで有名な伊勢市の若松屋にて箸づくり体験をしました。紙やすりで好きな形に削り、焼きごてでイラストや文字を入れてオリジナルのマイ箸の完成です。

昼食は鳥羽市の老舗旅館戸田屋にて豪華な懐石料理を存分に堪能しました。さらに希望者は入湯税を支払い温泉につかり、日頃の疲れを一気に癒やしました。

とても良い気分になった所で伊勢神宮へ到着し、参拝を致しました。たいへん暑い中おかげ横丁を散策し、各自赤福などのお土産を購入したり、豚捨のミンチカツを食べ歩きしたりしました。

帰路の車中では恒例のビンゴゲームで盛り上がりました。ハンガーに掛けたまま服のしわを伸ばせるスチーマーやステンレス製のタンブラーなど生活に役立つ嬉しい賞品ばかりでした。

最後まで明るい雰囲気が続き、親睦旅行の目的通り親交を深めることができ、充実した一日となりました。

東三支部　令和５年度 新人基礎研修会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和５年７月21日㈮
　　午後２時～４時30分
場　所　カリオンビル５階　大会議室
出席者　19名



７月21日に新人会員を対象とした基礎研修会が開催されました。

はじめに企画担当の木村寿副支部長より開会のことば、水野悠支部長よりご挨拶をいただき、その後総務・経理・広報・企画担当の各副支部長より東三支部の組織・活動紹介へと移り、各業務部会の紹介がありました。

前半はメインテーマである「業務上の留意点と行政書士法」について、検討事例をもとに他士業とのかかわり方や「業際」についての説明がありました。「法律相談」や「税務相談」など他士業が独占的に用いることができる名称を行政書士は使用出来ないとの説明では参加された会員の皆さんが興味深く耳を傾けていたのが印象的でした。

後半は「職務上請求書について」と「処分事例の紹介」の説明がありました。第三者より依頼を受け、職務上請求書を使用して取得した他人の戸籍謄本等を供与し報酬を得る行為や、受任した業務を行わず放置する行為などの処分事例が多数有り、驚いた会員もおられたことでしょう。

最後に全体を通しての質疑応答があり、木村副支部長からの閉会のことばでお開きとなりました。今回受講された会員の中にはすでに様々な業務を受任されている会員もおられると思いますが、本研修会を経て初心に立ち返り、より一層の活躍に繋げていただけたら幸いです。

豊田支部　国際・私法部 第１回研修会

会報委員　石原　遥

日　時　令和５年７月28日㈮
　　午後３時～５時
場　所　豊田市崇化館交流館　第１会議室



「相続登記の義務化において行政書士ができること」と題して、豊田支部の行政書士法人花笑みの市井信治会員にお話をいただきました。

令和６年４月１日より相続登記が義務化されます。相続登記そのものは司法書士の業務ですが、行政書士にできることはなにかということを、改めて教えていただいた研修会でした。

相続登記義務化についてのお話から始まり、その後は業務の概要から具体的な内容に至るまでを大変分かりやすくお話いただきました。

どのようにして登記の必要な物件を見つけるのか、どのように司法書士と連携すればよいのか、どこまで行政書士の範囲で、司法書士との連携はどのようにするか。更には漏れやすい点やお客様に伝えておかなくてはならない点、役所で得られる情報やその留意点など。お客様と他士業、役所とを円滑に結び、問題を未然に防ぐための極めて実践的なお話をしていただきました。

実践的な内容でありながらも、具体的な業務の流れをなぞりながらのお話だったので、相続業務の経験のない会員にとってもイメージしやすく、講義後の質疑応答も活発に行われました。

相続登記の義務化による行政書士業務の広がりと、行政書士として求められるものについて沢山の気付きに溢れた２時間でした。

昭和支部　令和５年第１回支部研修会

会報委員　上田　恵美

日　時　令和５年８月２日㈬
　　午後３時30分～５時30分
場　所　天白スポーツセンター１階第２会議室
出席者　25名（内５名がオンライン参加）
テーマ　『市街化調整区域の土地の活用方法と関連する周辺業務について』
講　師　中央支部　　梶田　光太郎会員
　　（株式会社愛太事務所　代表取締役）



今回は、市街化調整区域の土地活用をテーマとして、行政書士でもあり、一級建築士でもある梶田会員を講師としてお招きし、都市計画法や愛知県開発審査会基準並びに関連する業務知識について実務レベルを交えた研修会を実施しました。

「市街化調整区域は原則建設不可だが、条件が揃えば建設可能となる用途がある」という事で、その知っておくべきポイントを一つ一つ分かりやすく解説をしていただきました。

行政書士の私たちの「ビジネスチャンスに繋がる」をキーワードに、過去の実例を交えて具体的にお話頂きました。このような市街化調整区域には、このような業種のお客様への提案が有効的で、お客様に喜ばれる提案ができる！など、初心者の会員にもイメージがしやすかったです。

研修会の終盤では、具体的に行政書士が取り扱う実務についても紹介と解説を頂き、とても役に立ちました。

難しい内容でしたが、実例を交えて分かりやすく解説を頂き、梶田会員の魅力ある話し方に引き込まれ、あっという間の有意義な２時間の研修会でした。

豊田支部　法人経営部第１回研修会

会報委員　石原　遥

日　時　令和５年８月３日㈭
　　午後４時～５時30分
場　所　豊田市崇化館交流館　大会議室



豊田支部の法人経営部ではドローンに対する部員の関心が高く、要望に応えるべく研修が行われました。「初心者のためのドローンに関する基礎知識と必要な手続きについて」と題し、豊田支部の都築友子会員に講義していただきました。

参加者は実物のドローンを見たことがない部員がほとんどでしたので、行政書士としてドローンに関わる申請を行うための予備知識を中心としたお話でした。

前半は座学で、ドローンにはどのようなものや使い方があるのか、関わる法規は何か、令和４年に改正された航空法をはじめ電波法などの関連法について、そして飛行申請等に係るシステムの使用方法と申請を行う上での注意点などについてお話いただきました。

会場には実機や操縦者資格取得のためのテキスト、機体のカタログなども展示され、後半は実機やテキストを手に取りながら自由に質疑応答や情報交換が行われました。

資格に関することや機体の購入方法についても詳しいお話があり、これを機に実際に資格の取得や機体を購入する会員も現れるなど、ドローンがとても身近になった研修会でした。

最後にはドローンから集合写真もパチリ。参加者皆が和気藹々としながらも積極的で「部員のニーズに応えて新しい業務分野を開拓する」ことを掲げる当支部法人経営部ならではの雰囲気の研修でした。

東三支部　令和５年度土地利用部会研修会

会報委員　山崎　仁

日　時　令和５年８月３日㈭
　　午後３時30分～５時
場　所　カリオンビル　５階大会議室
講　師　豊橋市役所　建築指導課開発審査Ｇ
出席者　31名



今回の土地利用部会主催の研修会では、豊橋市役所建築指導課開発審査Ｇ職員の方を講師としてお招きし「盛土規制法について」と題し、ご講義いただきました。

まずはじめに、盛土規制法の概要についての説明がありました。以前より大雨による盛土の崩落が各地で発生しており、とりわけ令和３年７月に静岡県熱海市で発生した盛土の崩落による土石流災害では多くの方々が犠牲となったことがきっかけで、元となる「宅地造成等規制法」を抜本的に見直し「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」に改正され、令和５年５月26日より施行されております。

続いて規制対象となる盛土等についての説明がありました。都道府県知事等による区域分け（宅造区域と特盛区域）に基づき、許可申請が必要な規模の盛土を行う場合、土地所有者全員の同意や周辺住民への事前周知が必要となります。

最後に実際に工事を行う際の技術的基準の説明がありました。土地の地形や地盤により擁壁等の必要な崩壊防止措置を行う必要があります。

研修会終了後には懇親会が開かれ、出席された会員の熱い意見交換が行われておりました。今回の研修会が会員の皆様にとって大変有意義な機会になったことと思います。

中央支部　令和５年度第１回土地利用業務部研修会

会報委員　猪子　和美

日　時　令和５年８月９日㈬
　　午後５時～６時30分
場　所　愛知県行政書士会館３階会議室
講　師　勝田　崇会員（豊田支部）
テーマ　『土地利用業務の現状と将来性について』
出席者　19名



今回の中央支部土地利用業務部会研修会では、愛知県行政書士会常務理事で土地利用部担当部長の豊田支部の勝田崇会員に「土地利用業務の現状と将来性について」講義をしていただきました。

サラリーマンの後、家業の測量会社を引き継いだ所「農地転用」などが仕事に大きく関わるため、行政書士、次いで土地家屋調査士を取得された勝田会員の講義は、実務に沿った内容が中心で、業務の進め方の手順やそれぞれの行政の担当課、注意点等を行政書士としての目線、土地家屋調査士との目線とを交えての横断的なご説明で、互いの関連性のイメージがつきやすい内容でした。

後半では、測量の歴史と共に実際に土地の測量図を使っての計算方法の解説がありました。様々なタイプの土地測量図をご用意していただきました。また土地利用業務は許可までに半年や１年以上など長期になるが、報酬もそれに見合って高くなる（具体的な金額をしっかりと述べて下さいました。）とざっくばらんな中にも核心をついたお話の場面もありました。

質疑応答では、土地利用業務について、先ずはどのような事から始めれば良いのかを丁寧にご説明頂き、この業務をすでに仕事とされている方の再確認はもちろんのこと、今後取り組むために受講された会員の方におかれましても有意義なお話が聞けたかと思います。

名古屋支部　８月及び９月常設無料相談会

会報委員　宮本　隆

日　時　令和５年８月15日㈫、９月19日㈫
　　午後１時～４時
場　所　中村生涯学習センター
相談員　６名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和５年９月も予定通り開催致しました。８月については台風７号の影響により、公共交通機関の計画運休や警報級の暴風予測もあった事から、ご相談者様及び相談員の安全を優先し相談会を中止致しました。

９月のご相談件数は、６件と多く、うち２件が遺言に関するものであり、その遺言に関するご相談の内容について一部を紹介します。

１件目は、自筆証書遺言書保管制度を活用した遺言に関する内容でした。これは費用面で大きな利点はありますが、遺言執行時の効力を踏まえると十分な検討を行った上で活用有無を判断する必要があります。

２件目は、公証役場にて公正証書遺言書を作成する内容でした。これは自筆証書遺言書保管制度に比べると費用面でご相談者様の負担は増えますが、遺言執行時の効力は言うまでもなく、金融機関等の手続きも円滑に進むと思われます。

なお、ご相談者様は、遺言執行に関する実務的な知識が少なく、ご不安やご心配を抱えておられるため、我々行政書士が専門家としてそれらを引き出す雰囲気を作り、傾聴の姿勢を心掛け、短い時間でご相談者様の信頼を得られる様に務めたいと改めて思いました。

尾張支部　令和５年度サマーミーティング

会報委員　河津　真子

日　時　令和５年８月18日㈮
　　午後６時30分～８時30分
場　所　合掌レストラン大藏
出席者　20名



令和５年度の尾張支部サマーミーティングは、小牧市にあります合掌レストラン大藏にて行いました。緑が綺麗な日本庭園を抜けると、池の中には立派な鯉が泳いでいるのが見え、合掌造りの趣のある建物はクラッシックな雰囲気でした。

コロナ禍による多人数での会食は自粛緩和を受けて３年ぶりの開催となり、当日は、久しぶりに多くの会員が参加しました。

鈴木里佳支部長の乾杯の挨拶のあと、目の前に広がる庭園を見ながらの会食がスタートしました。

魚介や地野菜のお料理をいただきながら会話がはずみ、「本日焼くお肉」の登場に会員から大きな歓声が上がりました。当日は個室での開催でしたので、何の気兼ねもなくわいわいと会話も弾み、大変盛り上がっていました。

会員同士、お酌をしながら挨拶や仕事についての情報交換をしたり、プライベートのお話をしたりと交流も深まりました。

２時間ほどの会もあっという間に過ぎ、最後は西脇会員の挨拶と一本締めにて散会となりました。

猛暑に負けず仕事を頑張れるよう、しっかりと英気を養いました。

昭和支部　令和５年度地区別懇親会（東郷町・日進市地区）

会報委員　上田　恵美

日　時　令和５年８月19日㈯
　　午前11時30分～午後１時
場　所　寿司御殿　赤池本店
出席者　12名



昨年は、コロナ禍での会食自粛の緩和を受けて３年ぶりに開催され、今年も無事に例年通りに開催することが出来ました。東郷町・日進市地区では12名がお昼の時間に会場に集合しました。参加者は、１名の新入会員の他、入会年数の浅い方からベテラン会員までバランスよく参加していただきました。

武譲二副支部長の開会の挨拶の後、志水正芳支部長より挨拶（写真）を賜り、昨年までの黙食とは異なり、おいしいお寿司を頂きながら、久々に制限なく、各々が自由に歓談を楽しみました。

参加者による自己紹介タイムでは、取り扱い業務の紹介の他、身近にあった印象的な出来事やマイブームの紹介など、それぞれの会員の興味深いお話を聞くことができました。休日のランチミーティングという、仕事の延長ではない場で、終始リラックスした雰囲気の中で会話を楽しむ事ができ、笑顔溢れる素晴らしい時間となりました。

昭和支部の地区別懇談会はこの他、天白区地区で８月５日㈯、すし哲で開催され12名が出席、昭和区地区で７月29日㈯、浜木綿山手通本店で開催され15名が出席しました。コロナ禍での制限がなくなり、どの会場でも会話が弾み、大いに盛り上がりました。

豊田支部　インボイス制度の研修会

豊田支部　石原　正大

日　時　令和５年８月22日㈫
　　午後３時～５時
場　所　豊田商工会議所　多目的ホール204



いよいよ10月より、インボイス制度が始まります。それに向けて我々行政書士も一事業者として準備をしておかねばなりません。そこで「インボイスとは？事務所運営の為に何をすればいいのか」と題し、大澤賢悟税理士事務所・社労士事務所の大沢先生にお話ししていただきました。

インボイスとは何か。インボイス対応のためになにをすべきか。インボイスに関するトラブルを未然に防ぐには。このような観点で大変分かりやすく、具体的で丁寧にご説明くださいました。

インボイスが不要な場合もあるものの、ほとんどの事業者は必要であることがわかりました。我々行政書士にとっても欠かせないものであり、これからの時代はインボイス登録をしていないと大変に不利な状況になる可能性があることを示唆されました。

取引先との信用に関わること。事業拡大にも欠かせないこと。そしてしっかりとした経営のためにはいかに顧問税理士が大切であるかについて学び、見識を新たにした研修でした。

講師の先生は著書も多数あり、多方面で大活躍されています。様々造詣も深く、このようなすばらしい講師との時間は大変刺激的で有意義な時間でした。

インボイスの重要性を知り、時代の変遷にはしっかりと喰らいついていかなければならないと、認識を新たにした研修となりました。

中央支部 令和５年度第１回建設環境業務部会研修会

会報委員　猪子　和美

日　時　令和５年８月25日㈮
　　午後５時～７時
場　所　愛知県行政書士会館　３階会議室
講　師　千田　久人会員（昭和支部）
テーマ　『産業廃棄物処理業許可申請（初心者向け）』
出席者　21名



今回の中央支部の建設環境業務部会研修会では、産廃業務全般に精通されている昭和支部の千田久人会員をお招きして、初心者向けの「産業廃棄物処理業許可申請」について講義をしていただきました。

まず初めに、産業廃棄物とは何か？という事から誰が出した廃棄物か？そもそも許可が必要なのか？と一つ一つ丁寧に説明をしていただきました。依頼者がどのような業務の時に許可が必要で、許可不要な場合でも、今後関連する業務を行うであろうと予測し、アドバイスをするにあたっての基礎となる内容でした。

後半では、許可を受けるにあたり重要な判断基準となる「経理的基礎」に関する審査の考え方について、法人と個人でそれぞれに資料をご用意していただき、審査に必要となる書面の種類の説明と、提出書面の中には他士業に依頼してかかる費用や県によって提出するか否かの違いがある等注意点もお話ししてくださいました。

また、実際の申請書と添付書面を回覧してくださり、車両の写真の撮る角度や講習の受講者の名前の記載に間違いが無いように等きめ細かい解説に加えこの業務を始めようとするなら、まず産業廃棄物収集運搬業許可申請からが良いとのアドバイスもいただきました。

今回の研修は初心者向けの為、一から詳しく業務内容を知ることができ、今後取り組もうとされている会員の方々にとって産業廃棄物処理業許可申請に対しての理解も興味も深まったかと思います。

ちょっとひと息　「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q＆A～

Q 家電リサイクル法の基本となっているのはどのような考え方なのですか。

A 一般廃棄物の処理は基本的に市町村にその責任がありますが、家電リサイクル法は、このような廃棄物の中で、市町村ではリサイクルが困難な家庭用機器廃棄物について、消費者、小売業者、製造業者等（製造業者・輸入業者）が応分の役割分担をし、廃棄物の減量と資源の有効利用を図ることが基本となっています。

また、このような家庭用機器は企業等からも排出される（産業廃棄物）ことがありますが、家電リサイクル法では、このような廃棄物も一緒に取り扱うこととしています。（この法律での「排出者」は家庭用機器廃棄物を排出する家庭及び企業等全てを含めたものです。）

それぞれの役割分担は、排出者は適正な排出、小売業者は排出者からの引取りと製造業者等への引渡し、製造業者等は引取りとリサイクル（再商品化等）であり、関係する全ての人々が協力してリサイクルを進めていくものです。また、その際、排出者は小売業者や製造業者等に対し適正な料金を支払うことを基本としています。

出典：環境省HP「よくある質問（Q＆A集）」より

東名支部　法人経営部研修会

東名支部　勝　友香梨

日　時　令和５年８月26日㈯
　　午後３時～５時
場　所　苗代コミュニティセンター
講　師　河本　清孝会員（東名支部）
出席者　28名



去る８月26日㈯、東名支部法人経営部主催の研修会が開催されました。行政書士としてのキャリア45年を誇る東名支部河本清孝会員を講師に迎え、「行政書士の稼げる戦略（情報戦）」というテーマで講義をしていただきました。

前提知識として、行政書士が行うことができる許認可の種類や数、愛知県内の業種別企業数などの統計資料を示され、稼ぐ人と稼げない人の違い、稼げない原因、どうすれば一人親方でも売上を上げることができるのか、をお話いただきました。

また、具体的な営業戦略として、効果的な名刺の作り方、Webを活用した営業方法、高額サービスを売るためにすべきことを教えていただきました。その中でも、特に「依頼者から信頼を得るための接し方」のテクニックは、すぐに実践できるので、積極的に活用していきたいと思います。

約２時間にわたる研修会には、東名支部の新人からベテランの先生のみならず、他支部の先生方も出席され、講師河本清孝先生のこれまでの豊かな業務経験に裏打ちされたお話に、高い関心が寄せられていることを実感いたしました。

大変有意義な研修をありがとうございました。

東名支部　暑気払い

会報委員　服部　麻帆

日　時　令和５年８月26日㈯
　　午後６時～８時30分
場　所　すし処　友佑
出席者　26名



立秋とは名ばかりの猛暑が続く中、東名支部では名古屋市守山区の『すし処　友佑』で暑気払いを開催しました。

５類移行後、通常開催となった今回の暑気払いでは、今まで参加できなかった新入会員も加わり、そして、同日に河本清孝会員によるご講義の研修会に参加された他支部の会員の方々にもご参加いただきました。

会は、『すし処　友佑』の御座敷を貸し切り、友田支部長から開会のご挨拶をいただき、乾杯により始まりました。

『すし処　友佑』は、豪華な寿司懐石とともに、利き酒師による珍しい日本酒を取り揃えているお店なので日本酒好きの会員は様々な種類のお酒を嗜みながらとても楽しそうなご様子でした。

お料理は、先付け、前菜、茶わん蒸し、向付、焼き物、てんぷら、お寿司の握り、赤だし、デザートとかなりのボリュームではありましたが、どのお料理も美味しく完食してしまいました。

お酒が進むなか、趣味の話や、仕事の話、他支部の会員の方々との情報交換も活発に行われ親睦も一層深まったと思います。

毎年の異常気象で、今年は更に残暑も厳しくなっておりますが、暑気払いにふさわしく、美味しく食べて、飲んで、楽しくお話をして鋭気を養うことができました。

豊田支部　建設環境部第１回研修会

会報委員　石原　遥

日　時　令和５年９月１日㈮
　　午後２時30分～４時30分
場　所　豊田商工会議所　203会議室



「初心者・補助者向け！建設業許可手続きの疑問に答えます！質問・相談会」と題し、豊田支部の小川一斗志会員の主催で研修会が行われました。

表題のとおり、各々が日常の業務で困ったことや、ふと浮かんだ疑問を自由に質問し、小川会員をはじめ答えられる会員に回答していただきました。

会場の机はロの字型に並べられており、参加者はほぼ全員が建設業業務の初心者たち。最初は少し硬かったものの、話が進むにつれて発言も増えてきました。

とある工事の業種に悩んだという会員がいれば、別の会員から複合的な工事の業種についての質問が挙がり、更に連続した契約では？契約書の書き方はどうしたら？と、次々に話が盛り上がります。そして単に手続きの話ばかりではなく、事務所としての営業手法や各自の強みを生かした売り込み方まで話は派生していきました。

ひとつひとつの問いに対して、小川会員他経験豊かな参加者が事例を交えながら具体的に回答して下さりました。回答者によって考え方の異なることもあり、それもまた新たな気付きにつながりました。

あっという間の２時間で、最後には皆すっきりとした表情になっていました。

岡崎支部　「農地法の基礎と許可申請」―その１・法の意味と３条許可申請―

会報委員　伊東　毅

日　時　令和５年９月６日㈬
　　午後２時～４時
場　所　竜美丘会館　501会議室
講　師　岡崎支部　鍋田　建治会員
参加者　20名（うちZoom受講者８名）



今回の支部研修会は、岡崎支部の鍋田建治会員に農地法の基礎と許可申請について講義していただきました。

初めに、農地法の総論として第１条と第２条、農地所有適格法人、農業委員会などの解説がありました。

そして第３条については、許可の対象、双方申請の原則、審査基準、時効等の民法に関連した論点などを詳細に解説していただきました。

後半は、３条許可に必要な書類作成を体験しました。77歳の譲渡人が66歳の譲受人に対して250㎡の田の所有権を移転するという事例をもとに、「農地法第３条の規定による許可申請書」を参加者が実際に書いてみました。

権利移転の事由の欄は、年齢や場所などに着目して文章を作成すると良いようです。

少々手間のかかる「営農計画書」については、耕作状況などの記入方法のコツを教えていただきました。

農地法の解説から許可申請書および添付書類の作成までお話していただきましたので、実務の習得に役立つ大変有意義な研修会となりました。

海部支部　令和５年度第一回初心者向け相続手続き研修会

会報委員　須田　充

日　時　令和５年９月８日㈮
　　午後６時30分～８時
場　所　津島市生涯学習センター２階第２会議室
講　師　海部支部　新田　賢治会員
テーマ　『初心者向け相続手続き』
参加者　21名



今回の支部研修会は、海部支部の新田賢治会員に『初心者向け相続手続き』というテーマで講義していただきました。

初心者向けの研修会ということもあり、相続手続きを受任するにあたっての基本的な考え方の解説からはじまり、行政書士として他士業との業際における注意点、相続手続きの流れや相続人を確定させるポイント等を押さえながら詳しく解説していただきました。

なかでも特に注意が必要な点については具体例を交えながら分かりやすく説明していただきました。たとえば、相続人を確定させる項目では、代表的な例から複雑な関係まで様々なケースにおいて法律的に誰が相続人となるのか、また相続財産においては考え方を体系的に理解し説明できるようにとプラスの財産、マイナスの財産、そして相続財産にならないものと大きく３つに分けてから考える点、また、遺産分割協議や法定相続分については改正民法を意識しながら特に実務に沿った内容で解説していただきました。

初心者研修ということもあり、開業して間もない会員も多く集まるなか、講師である新田先生が時折ご自身の経験を面白おかしく講話してくださったことで会場に笑い声もあがり、和んだ雰囲気のなか質疑や応答も活発に交わされました。また講師以外のベテランの会員からのアドバイス等もあり、非常に有意義で充実した研修会となりました。

ちょっとひと息　「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q＆A～

Q 基本方針とはどのようなものですか。

A 主務大臣は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を総合的かつ計画的に推進するために基本方針を策定し公表することとしています。これは、家電リサイクル法に基づいて行われる各種施策の方向性を明らかにし、特に重要ないくつかの事項についての考え方を示すものです。基本方針では、以下のような事項を定めることになっています。

［1］特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の基本的方向
［2］特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
［3］特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の促進のための方策に関する事項
［4］環境の保全に資するものとしての特定家庭用機器廃棄物の再商品化等の意義に関する知識の普及に係る事項
［5］その他特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する重要事項

基本方針は、平成11年６月23日に、環境庁・厚生省・通商産業省の共同告示として公表されました。

出典：環境省HP「よくある質問（Q＆A集）」より

尾北支部　研修会

会報委員　山口　勝司

日　時　令和５年９月９日㈯
　　午後３時30分～５時15分
場　所　江南市民文化会館　２階　美術工芸室
講　師　税理士法人　BLUESKY　栗本知弥税理士
テーマ　『インボイス制度、令和６年から贈与税はこう変わる』
参加者　30人



尾北支部では、税理士法人BLUESKY　栗本和弥税理士を講師としてお招きし、インボイス制度についてのおさらいと令和６年から変わる贈与税について２つのテーマについての研修会を行いました。

前半のインボイスについての研修では、我々行政書士が事業者の立場としてインボイス請求書を発行する注意点、支払者としての立場からの注意点についてわかりやすく解説していただきました。個人事業主で非課税業者である場合、自らは関係ないと思いがちですが、実際には密接に関係してくるという事を分かりやすく丁寧に教えていただきました。

後半の令和６年から変わる贈与税についての講義では、相続時精算課税制度と暦年課税制度についての違いや、どちらの制度を選んだ方が具体的に節税効果につながるか、などについて解説をしていただきました。

今回は税務知識を中心とした研修会でありましたが、いずれのテーマも、関心の高い「旬」なテーマであったため、研修会の参加者も多く、終始真剣なまなざしで参加者一同講義を拝聴していました。

中央支部　令和５年度第１回国際私法業務部会研修会

中央支部　小林　幸弓

日　時　令和５年９月14日㈭
　　午後２時～４時
場　所　愛知県行政書士会館　３階大会議室
講　師　葵町公証役場　公証人　佐藤　真弘　様
テーマ　『遺言公正証書・任意後見契約公正証書について』
出席者　34名



中央支部の令和５年度第１回国際私法業務部会の研修会は、葵町公証役場の公証人佐藤真弘様をお招きし、遺言公正証書及び任意後見契約公正証書について講義をしていただきました。

前半は、遺言公正証書についてお話しいただきました。初めに遺言能力の確認について、その後、遺言内容の検討、特殊な財産の遺言上の扱い、渉外遺言、遺言執行者の指定と深い内容が続きました。

後半は、任意後見公正証書の嘱託における留意事項についてお話しいただいた後、死後事務委任契約、尊厳死宣言、家族信託に至るまでご説明いただきました。最後に、８つの事前質問に対し、丁寧にご回答くださいました。

公証人としての豊富な経験からのお話は大変分かりやすく、どの項目においても具体的な文例を示してくださいました。また、太陽光発電や渉外遺言などの珍しい事例や、任意後見をはじめ遺言書に連続する制度の解説は、参加者の知識を深めることができました。高齢化社会において、行政書士として活躍するための良い研修会になったと思います。

一宮支部　女性部会講演会＆女性行政書士交流会 in 一宮

一宮支部　立松　智美

日　時　令和５年９月20日㈬
　　午後１時30分～４時
場　所　尾張一宮駅前ビル２階大会議室
講　師　松井　由香会員（名古屋支部）
テーマ　『行政書士事務所経営と集客
　　～これからの士業事務所の経営戦略～』
参加者　38名



一宮支部には女性部会があり、他の部会同様、毎年様々な研修会を行っています。今年度は従来と少し趣向を変え、２部構成とし、第１部は活躍している先輩女性行政書士に体験談をお話していただく講演会、第２部は参加者による交流会としました。

この企画のきっかけは、女性部会の部会長である私が、今年１月に大阪会の女性行政書士の先生の紹介で、名古屋支部の松井由香会員にお会いする機会があったことからでした。最初は自宅開業の個人事務所からスタートした松井会員が、現在、名古屋駅前の大名古屋ビルヂング内に法人事務所を構えていらっしゃると聞き、家庭との両立もある中で、どのようなことをしたらそこまでになれるのか、詳しくお話を聞きたいと思いました。また、それを自分だけでなく支部の会員にも共有したいとも思いました。講演をお願いしたところ、松井会員は過去に女性部会で研修講師を務めてくださったご縁があり、一宮支部のためならとご多忙にもかかわらず快く引き受けてくださいました。

今回の企画にむけて、半年以上前から計画をたて何度も打ち合わせを重ね、準備をすすめていきました。他支部の会員にも来ていただきたいと、通常の案内FAX以外に案内チラシも作成し、またSNS等も利用して地道にご案内を続けた結果、当日は一宮支部以外にも多くの他支部からの参加がありました。他府県からも申し込みがあり、広島から３名、大阪から１名、兵庫から１名、岐阜から１名の参加がありました。広島からは産廃で全国的に有名な河野雅好先生と、広島駅近くの高層ビル内に事務所がある行政書士法人あゆみの松本亜由美先生が参加してくださいました。

当日はまず部会長の私から、一宮支部の女性部会についてのご案内、女性行政書士が抱える課題、そして今回の企画をきっかけに女性部会が他支部そして愛知会にも広がっていってほしいという思いについてお話をさせていただきました。

そして、いよいよ第１部の講演がスタートしました。どんな事務所をめざすのか明確な目標設定をすることの大切さから始まり、自分にしかできないものをいかに作っていけるかということ、どんな集客をしてきたかまでもお話がありました。また、成功者に見える松井会員でもここまでくるのに様々な紆余曲折があったこと、具体的な失敗例も含めたこれまでの歩みを惜しみなく話してくださいました。

第１部の講演の後は、第２部の交流会にうつりました。女性部会主催ということで女性の参加者が多かったのですが、男性の参加者もありました。最初は近くの席の参加者どうしで飲み物とお菓子を頂きながら自己紹介や名刺交換を行い、その後各自が会場をまわりながら思い思いに交流を深めていきました。今回はベテランから新人まで、また他府県からの参加もあり、様々な情報交換ができたと思います。

終了後、部会長である私のところには、何通もの御礼や感想のメール、ライン等が届きました。これは通常の研修会ではあまりないことで、皆さんよほど今日の講演内容が心に残ってくれたのだと思いました。成功に近道があるわけではなく、一つ一つの案件を大切にしながら地道に信頼を重ねていくこと、その大切さを参加した新人会員が学びとってくれていたら企画した甲斐があったと思います。

今回の企画成功の陰には、多くの方のご協力がありました。支部会員へのご案内を快く引き受けてくださった近隣支部の支部長の皆様、当日の運営スタッフを引き受けてくれた一宮支部役員、録画担当一宮支部玉田副支部長、案内チラシを作成してくれた一宮支部山岸会員、副部会長の関本会員、そして当日滞りなく進行するよう気を配って下さった一宮支部今井支部長、この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。

碧海支部　令和2年以降の登録会員とベテラン会員との座談会及び交流会

碧海支部　鈴木　景子

日　時　令和５年９月21日㈭
　　午後３時30分～５時30分
場　所　刈谷市総合文化センター
　　中央生涯学習センター　405・406号室
参加者　21名



令和５年度２回目の碧海支部研修会として、令和２年以降の登録会員とベテラン会員との座談会及び交流会を開催しました。

コロナ渦の影響でオンラインでの活動が主流となり実際の対面交流が限られている時期がありましたが、今回の座談会及び交流会は新規会員とベテラン会員が実際に顔を合わせ、コミュニケーションをとる貴重な機会となりました。

令和２年以降の新規会員は８名参加し、事前にアンケートをとった資料を基に座談会が進められました。集客方法や人脈の拡大方法などの事務所経営に関することから、専門外の案件にはどのように対応しているか、どのように実務を習得したか、業務委託契約書は締結しているかなど具体的な実務の質問もあり、ベテラン会員から貴重な話を聞くことができました。

座談会の後、参加者は少人数のグループに分かれ、各自が今後扱ってみたい分野の専門としているベテラン会員のところで、個別に業務のコツなどを教えて頂きました。新規会員は積極的にベテラン会員に質問して学ぼうとする姿が見られ、ベテラン会員は惜しみなく優しくアドバイスをして下さいました。和やかな雰囲気の中、気づけばあっという間の２時間でした。今後もこのような会員同士の交流の場を継続的に設け、支部全体を盛り上げていけたらと思います。

東名支部　私法部研修会

会報委員　服部　麻帆

日　時　令和５年９月22日㈮
　　午後２時30分～４時30分
場　所　尾張旭市中央公民館　102会議室
講　師　片瀬　裕司会員（東名支部）
出席者　20名



東名支部私法部主催の研修会が９月22日㈮に開催され20名の支部会員が参加しました。

研修会講師は、当支部の私法部副部長の片瀬裕司会員が務められ、テーマは『財産管理・成年後見について』でした。

講義ではまず、「行政書士が業として財産管理業務及び成年後見人等業務を行うことができます」との通達が令和５年３月13日に総務省から通達されたことに触れ、行政書士が業として行う財産管理業務についてお話いただきました。

具体的なシーン別の財産管理、財産管理業務の概要として、見守り契約、財産管理等委任、任意後見、法定後見、家族信託についてご講義いただきました。

法定後見と任意後見の目的の違いから、任意後見契約では個別具体的に代理権の範囲について対応する必要性があること、財産管理についての責任の重さを実際の実務でご経験されたことを織り交ぜながらお話いただきました。

最後に講師、片瀬裕司会員はこの業務を行う上で、大変な重責を伴いながらもご依頼者様から信頼、必要とされることにやりがいを感じるとおっしゃられておりました。そのお言葉に大変感銘を受けました。２時間の講義の中で多くのことを学ばせていただき有難うございました。

Report —事務局—

■令和５年８月

１日㈫	ADR手続説明会開催 神谷理事　封印払出書確認
２日㈬	竹田会長　日行連正副会長会出席 竹田会長　日行連常任理事会出席 早川副会長、本多常務理事、松葉常務理事　県法務文書課訪問 野﨑常務理事、佐藤常務理事　職務上請求書確認
３日㈭	竹田会長　日行連常任理事会出席 早川・子安・内藤・渡辺副会長、本多・中村・松葉・岩崎常務理事、中村・佐藤・千田理事、川村会員　日行連　各部・委員会等全体会義出席
４日㈮	早川・子安・内藤・渡辺副会長、本多・中村・松葉・岩崎常務理事、中村・佐藤・千田理事、川村会員　日行連分科会出席 一般倫理研修（会館）開催 木町委員　封印払出書確認
７日㈪	竹田会長　中地協理事会出席 正副会長会開催 木町委員　封印払出書確認
８日㈫	部長会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談所開催 会報９月号校正会議開催 建設環境部業務相談会開催 渡辺副会長、岩崎常務理事、佐藤理事　運輸専門弁護士との打合せ出席
９日㈬	渡辺副会長、蓬田常務理事　中部管区行政評価局来館対応 蓬田・勝田常務理事　職務上請求書確認 子安副会長　親族調査確認
10日㈭	申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催
14日㈪	内藤副会長、松葉・中村常務理事　親族調査確認
16日㈬	平松常務理事　職務上請求書確認 木町委員　封印払出書確認
17日㈭	本会とコスモスあいちの意見交換会開催
18日㈮	苦情対応委員会開催 早川副会長　苦情相談対応 芳賀常務理事　職務上請求書確認
21日㈪	登録証交付式 子安副会長、松葉・蓬田常務理事　名古屋出入国管理局訪問 内藤副会長、平松常務理事　名古屋市役所地域ケア推進課訪問
22日㈫	申請取次行政書士管理委員会開催
23日㈬	竹田会長、早川副会長、本多常務理事、安藤次長　フコクシステムサービス、フューチャーイン来館による会務システム改善打合せ出席 広報部会開催
24日㈭	建設環境部会開催 苦情対応委員会開催 建設環境部相談会開催

■令和５年８月

25日㈮	総務部会開催 土地利用部会開催
28日㈪	渡辺副会長　日行連デジタル推進本部第１回打合せ出席 渡辺副会長、岩崎常務理事、佐藤理事　自販連・県警との懇話会出席 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催
29日㈫	経理打合せ開催
30日㈬	竹田会長　日行連正副会長会出席 竹田会長　日行連常任理事会出席 建設環境部業務研修会開催 総務部初心者向け業務相談会開催 早川副会長、本多常務理事　職務上請求書確認 内藤副会長、平松常務理事　県障害者福祉課、福祉局高齢福祉課訪問
31日㈭	竹田会長　日行連常任理事会出席 早川副会長　日行連許認可業務部建設環境部門会議出席

■令和５年９月

１日㈮	私法部会開催 竹田会長、早川副会長、本多常務理事　社労士会訪問 木町委員　封印払出書確認
４日㈪	正副会長会開催 総務関係打合せ開催
５日㈫	竹田会長　日行連行政書士制度調査室座長会議出席 ADR手続説明会開催 木町委員　封印払出書確認
６日㈬	竹田会長　日行連行政書士制度調査室座長会議出席 内藤副会長、野﨑常務理事　自由業団体定例会・懇親会出席 渡辺副会長、野﨑常務理事　職務上請求書確認
７日㈭	部長会開催 法務部会開催 国際部業務相談会開催 建設環境部業務相談会開催 岩崎常務理事、佐藤理事　中部運輸局・県警交通規制課訪問 竹田会長、早川副会長、本多常務理事　中部経営労務センター来館対応
８日㈮	苦情三委員会開催 一般倫理研修（会館）開催 第２回試験正副サブ責任者会議開催
11日㈪	綱紀委員会開催 早川副会長、森局長　苦情相談対応
12日㈫	子安副会長　日行連裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部会議出席 松葉常務理事　日行連改正行政書士法対応委員会出席 岩崎常務理事　日行連運輸交通部門会議出席 支部長会開催 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談所開催 竹田会長、早川副会長、本多常務理事　東海税理士会、愛知公証人会訪問

■令和５年９月

13日㈬	初心者対象Jw_cad基礎研修会①開催 国際部会開催 法人経営部会開催 内藤副会長、野﨑常務理事　岐阜会・三重会との合同広報活動としてNHK名古屋放送局訪問 蓬田・勝田常務理事　職務上請求書確認
14日㈭	竹田会長　日行連常任理事会出席 竹田会長　日行連会長会出席
16日㈯	早川副会長　宅建協会伊藤亘会長黄綬褒章受章祝賀会出席
19日㈫	経理部会開催 ADR手続説明会開催 ADR手続実施者向けPR活動説明会開催 竹田会長、早川副会長、本多常務理事　土地家屋調査士会訪問 伊福副会長　県警組織犯罪対策局、愛知県暴力追放運動推進センター、県法務文書課訪問
20日㈬	登録証交付式 正副会長会開催 私法部業務相談会開催 竹田会長　富士エージェンシー来館対応 平松常務理事　職務上請求書確認 子安副会長、村上職員　行政書士試験会場下見
21日㈭	初心者対象Jw_cad基礎研修会②開催 総務部会開催 私法部業務相談会開催 竹田会長、早川副会長、本多常務理事　松井職員　県企画課来館対応 芳賀常務理事　職務上請求書確認
22日㈮	広報部会開催 苦情対応委員会開催 監察委員会正副委員長会議開催 私法部業務相談会開催
25日㈪	理事会開催 部長会開催 幹事会開催 運輸交通部業務相談会開催
26日㈫	竹田会長、本多常務理事　日行連規制改革委員会出席 テーマ別建設業実務研修会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 渡辺副会長、蓬田常務理事　中国領事官国慶節祝賀会出席
27日㈬	会報11月号編集会議開催 建設環境部業務相談会開催 内藤副会長、野﨑常務理事　中日新聞社表敬訪問 伊福副会長、佐藤常務理事　職務上請求書確認
28日㈭	初心者向け国際業務研修会開催 国際部会開催 早川副会長、本多常務理事　Xポイント打合せ出席
29日㈮	中村理事　日行連法務業務部会分科会出席 松葉・蓬田常務理事　新入会員基礎研修会講義事前収録のための名古屋入管訪問

会員の動向

令和５年９月10日現在
個人会員数　3,286人
法人会員数　91法人

新規登録入会者の紹介



登録番号　第23191983号
会員番号　第6852号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　八幡　直浩

事務所　やはた行政書士事務所
名古屋市中村区則武２丁目14番11号 名駅富士ビル２F-17
電話番号　090-3099-5155　所属支部　名古屋



登録番号　第23191984号
会員番号　第6853号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　南　　圭

事務所　行政書士事務所ナンケイ
豊田市若林東町石根30番地74
電話番号　0565-78-3922　所属支部　豊田



登録番号　第23191985号
会員番号　第6854号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　小川　浩司

事務所　行政書士おがわ法務事務所
名古屋市東区豊前町３丁目１番地２ Do豊前１階
電話番号　052-936-0259　所属支部　中央



登録番号　第23191986号
会員番号　第6855号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　鳥屋尾　明日華

事務所　すばる行政書士事務所
名古屋市千種区春岡一丁目18番５号（プラウド池下サウスヒル202号）
電話番号　052-747-1580　所属支部　中央



登録番号　第23191987号
会員番号　第6856号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　吉田　朋弘

事務所　吉田朋弘行政書士事務所
名古屋市中区丸の内三丁目21番21号（丸の内東桜ビル502号）
電話番号　052-684-6541　所属支部　中央



登録番号　第23191988号
会員番号　第6857号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　鈴木　達也

事務所　風のテラス行政書士事務所
名古屋市天白区久方三丁目62番地（プレミスト相生山ウインドテラス101号）
電話番号　090-5393-7306　所属支部　昭和



登録番号　第23191989号
会員番号　第6858号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　鈴木　和美

事務所　ならわ行政書士事務所
半田市成岩東町77番地
電話番号　090-9104-2082　所属支部　知多



登録番号　第23191990号
会員番号　第6859号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　河村　　剛

事務所　河村剛行政書士事務所
岩倉市中央町１丁目78番地
電話番号　0587-37-1879　所属支部　尾北



登録番号　第23191991号
会員番号　第6860号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　野田　昌義

事務所　行政書士オフィス　リタ
蒲郡市八百富町二丁目63番地
電話番号　080-9110-8998　所属支部　東三



登録番号　第23191992号
会員番号　第6861号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　平松　里枝

事務所　行政書士法人想　澤田オフィス
江南市上奈良町神明241番地
電話番号　0587-56-2413　所属支部　尾北



登録番号　第23191993号
会員番号　第6862号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　浅川　正一

事務所　行政書士浅川正一事務所
名古屋市緑区有松愛宕1404番地の３
電話番号　090-4089-6176　所属支部　名南



登録番号　第23191994号
会員番号　第6863号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　渡部　彰人

事務所　行政書士渡部彰人事務所
春日井市中新町２丁目１番地15
電話番号　0568-36-0916　所属支部　尾張



登録番号　第23191995号
会員番号　第6864号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　村雲　木香

事務所　行政書士　村雲国際法務事務所
名古屋市名東区高針一丁目805番地の１
電話番号　070-8377-9202　所属支部　中央



登録番号　第23191996号
会員番号　第6865号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　片岡　啓介

事務所　メルシー国際行政書士事務所
名古屋市東区泉一丁目11番６号 ミソカビル２階
電話番号　052-684-6104　所属支部　中央



登録番号　第23191997号
会員番号　第6866号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　小林　圭輔

事務所　行政書士小林圭輔事務所
愛知郡東郷町大字春木字屋敷3491番地２
電話番号　070-9119-8851　所属支部　昭和



登録番号　第23191998号
会員番号　第6867号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　杉﨑　議一

事務所　すぎさき行政書士事務所
岡崎市上地５丁目12番地６
電話番号　0564-54-9361　所属支部　岡崎



登録番号　第23191999号
会員番号　第6868号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　菅井　暁公

事務所　菅井暁公行政書士事務所
名古屋市緑区浦里２丁目12番地
電話番号　090-7605-0943　所属支部　名南



登録番号　第23192000号
会員番号　第6869号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　山口　陽介

事務所　行政書士法人中村事務所　豊川オフィス
豊川市中央通三丁目28番地 豊川稲荷ビル３階
電話番号　0533-83-9911　所属支部　東三



登録番号　第23192001号
会員番号　第6870号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　松岡　英彦

事　務　所　行政書士法人心相続　名古屋行政書士事務所
名古屋市中村区椿町14番13号 ウエストポイント８F
電話番号　052-485-5850　所属支部　名古屋



登録番号　第23192002号
会員番号　第6871号
入会年月日　令和５年８月１日
氏　　名　和田　　翔

事　務　所　行政書士しらとり法務事務所
西尾市田貫二丁目57番地１
電話番号　0563-75-0620　所属支部　西尾



登録番号　第23192138号
会員番号　第6872号
入会年月日　令和５年８月15日
氏　　名　KIM SANGCHUN　金　相天

事　務　所　ACE行政書士事務所
名古屋市中村区並木二丁目68番地（ファミリアーレ八田駅前815号）
電話番号　　所属支部　名古屋



登録番号　第23192139号
会員番号　第6873号
入会年月日　令和５年８月15日
氏　　名　笹山　慶太

事　務　所　徳川行政書士事務所
名古屋市東区徳川一丁目901番地 サンエース徳川ビル６階
電話番号　052-325-7997　所属支部　中央



登録番号　第23192243号
会員番号　第6875号
入会年月日　令和５年９月１日
氏　　名　都竹　祐也

事　務　所　コンティニュー行政書士事務所
岡崎市暮戸町字蓮代54番地２
電話番号　0564-32-0564　所属支部　岡崎



登録番号　第23192244号
会員番号　第6876号
入会年月日　令和５年９月１日
氏　　名　佐々木　賢治

事　務　所　行政書士佐々木賢治事務所
碧南市大浜上町４丁目83番地
電話番号　070-5408-4839　所属支部　碧海



登録番号　第23192245号
会員番号　第6877号
入会年月日　令和５年９月１日
氏　　名　市川　聡子

事　務　所　行政書士市川聡子事務所
岡崎市向山町１番地５
電話番号　070-9121-8736　所属支部　岡崎



登録番号　第23192246号
会員番号　第6878号
入会年月日　令和５年９月１日
氏　　名　池尾　洋一

事　務　所　行政書士いけお事務所
名古屋市東区大幸三丁目９番11号 リブレア大幸203
電話番号　090-7046-2214　所属支部　中央



登録番号　第23192247号
会員番号　第6879号
入会年月日　令和５年９月１日
氏　　名　横尾　　剛

事　務　所　なごやか行政書士事務所
名古屋市中村区名駅三丁目20番20号 名駅錦ビル６階601
電話番号　050-8887-4813　所属支部　名古屋



登録番号　第23192248号
会員番号　第6880号
入会年月日　令和５年９月１日
氏　　名　米津　孝紀

事　務　所　米津行政書士事務所
豊橋市錦町９番地
電話番号　0532-26-6008　所属支部　東三



登録番号	第23192249号
会員番号	第6881号
入会年月日	令和５年９月１日
氏名	八木　由香里
事務所	わごせ行政書士事務所 一宮市小信中島字郷東12番地
電話番号	090-7047-4535　所属支部　一宮



登録番号	第23192250号
会員番号	第6882号
入会年月日	令和５年９月１日
氏名	安達　正貴
事務所	安達行政書士事務所 名古屋市中村区名駅三丁目13番28号 名駅セブンスタービル1303号
電話番号	052-414-7708　所属支部　名古屋



登録番号	第23192251号
会員番号	第6883号
入会年月日	令和５年９月１日
氏名	山本　智里
事務所	行政書士山本智里事務所 知多郡武豊町字梨子ノ木一丁目13番地
電話番号	090-7914-5098　所属支部　知多

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第2309301号
会員番号	第H115号
入会年月日	令和４年11月16日
法人の名称	行政書士法人Bricks＆UK
主たる事務所の名称	行政書士法人Bricks＆UK
主たる事務所	名古屋市中区錦二丁目13番19号
主たる事務所電話番号	052-228-0758
所属支部	中央

法人会員の変更案内

法人番号	第1502401号
会員番号	第H30号
法人の名称	行政書士法人名南経営
主たる事務所の名称	行政書士法人名南経営
社員（脱退）	佐藤　公俊
使用人（雇用）	佐藤　公俊
変更事由	社員の脱退、使用人の雇用
所属支部	名古屋

法人番号	第1202202号
会員番号	第H22号
法人の名称	行政書士法人ファミリア
主たる事務所の名称	行政書士法人ファミリア　丸の内事務所
使用人（雇用）	猪子、清崎
使用人（退職）	猪子
変更事由	使用人の雇用、使用人の退職
所属支部	中央

法人番号	第1701301号
会員番号	第H38号
法人の名称	行政書士法人アベニール
従たる事務所の名称	行政書士法人アベニール　名古屋中川事務所
使用人（雇用）	吉田　朱莉、山田　真輔、 森　陽紀
変更事由	使用人の雇用
所属支部	名古屋

法人番号	第0603102号
会員番号	第H7号
法人の名称	行政書士法人INSIGHT
主たる事務所の名称	行政書士法人INSIGHT　中日本事務所
主たる事務所所在地	名古屋市千種区今池南29番10号 川島第二ビル501号
変更事由	主たる事務所所在地
所属支部	中央

法人番号	第1901402号
会員番号	第H54号
法人の名称	みなと行政書士法人
従たる事務所の名称	みなと行政書士法人　入管前事務所
従たる事務所所在地	名古屋市港区川西通五丁目39番地１
社員の所属事務所	前田　智也
変更事由	従たる事務所の設置、社員の所属事務所
所属支部	名古屋

法人番号	第1704701号
会員番号	第H45号
法人の名称	行政書士法人中村事務所
主たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所
主たる事務所所在地	名古屋市中村区名駅南二丁目11番43号 NISSYO BUILDING 2 階
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　一宮オフィス
従たる事務所所在地	一宮市栄一丁目11番16号　マースビル 5 階
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　春日井オフィス
従たる事務所所在地	春日井市鳥居松町五丁目31番地　三原ビル 2 階
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　刈谷オフィス
従たる事務所所在地	刈谷市相生町二丁目29番地 2　K-frontビル 1　2 階
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　豊田オフィス
従たる事務所所在地	豊田市西町 4 -25-13　フジカケ鐵鋼ビル 5 階
従たる事務所の名称	行政書士法人中村事務所　豊橋オフィス
従たる事務所所在地	豊橋市神明町74　豊橋フロントビル 4 階
変更事由	主たる事務所所在地、従たる事務所所在地
所属支部	名古屋

法人番号	第1603301号
会員番号	第H107号
法人の名称	行政書士法人F＆Partners
従たる事務所の名称	行政書士法人F＆Partners　名古屋事務所
使用人（退職）	吉田　幸寛
変更事由	使用人の退職
所属支部	中央

退会者のお知らせ

令和５年９月10日現在

支部	氏名	退会日
中央	岡崎一浩	令和５年７月28日
一宮	今枝治夫	令和５年７月28日
名古屋	岡部美智子	令和５年７月31日
岡崎	鈴木伸治	令和５年７月31日
碧海	栗本洋行	令和５年７月31日
碧海	市川正美	令和５年７月31日
岡崎	川本泰基	令和５年７月31日
一宮	野々垣徳幸	令和５年８月14日
東三	伊藤宗一	令和５年８月28日
一宮	福井健一	令和５年９月１日

ご逝去会員のお知らせ

一宮支部	大崎幸彦	会員	令和５年７月３日ご逝去（享年79歳）
知多支部	藤田彰	会員	令和５年８月９日ご逝去（享年71歳）
豊田支部	田中勇	会員	令和５年８月15日ご逝去（享年76歳）
名古屋支部	山本啓三	会員	令和５年８月15日ご逝去（享年55歳）
新城支部	尾原健一郎	会員	令和５年８月27日ご逝去（享年71歳）
東三支部	近藤元重	会員	令和５年９月３日ご逝去（享年82歳）
東三支部	鈴木廣	会員	令和５年９月３日ご逝去（享年76歳）

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長　竹田勲

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	伊藤　弘	名古屋市千種区猫洞通三丁目２番地19 ｆメゾン本山201号	464-0032		事務所所在地
中央	伊藤　忠	名古屋市千種区猫洞通三丁目２番地19 ｆメゾン本山201号	464-0032		事務所所在地
中央	大森　正視	名古屋市千種区猫洞通三丁目２番地19 ｆメゾン本山201号	464-0032		事務所所在地
中央	堀田　英治	名古屋市名東区陸前町3209番地	465-0057		事務所所在地
中央	大野　貴史	名古屋市中区栄一丁目12番13号 (タワー・ザ・ファースト名古屋伏見501号)	460-0008	052-202-8110	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	笹原　拓人	名古屋市中区正木四丁目８番７号 れんが橋ビル７階	460-0024		事務所所在地
中央	八十川　英剛	名古屋市中区正木二丁目４番18号 三旺マンション第６金山603	460-0024	050-6883-2243	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	近田　真佐志	名古屋市東区泉二丁目21番３号 司ビル306号室	461-0001		事務所所在地
中央	伊藤　衣世	名古屋市東区徳川一丁目107番地 (上原マンション５B号)	461-0025	052-908-3617	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	梶浦　潮 行政書士法人Bricks＆UK				属性、事務所名称
中央	猪子　浩美 T＆K行政書士事務所	名古屋市区名東区八前二丁目913番地	465-0018	080-2410-0593	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	張　友達	名古屋市中区新栄一丁目11番地14号 東泉ニュータウンビル２A	460-0007		事務所所在地
名古屋	佐藤　公俊				属性
名古屋	前田　智也 みなと行政書士法人　入管前事務所	名古屋市港区川西通五丁目39番地１	455-0073	052-387-8886	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	中村　修一	名古屋市中村区名駅南二丁目11番43号 NISSYO BUILDING２階	450-0003		事務所所在地
名古屋	日比　康元	名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車ビル南館９階	450-0002	052-433-2290	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	市岡　賢也	名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車ビル南館９階	450-0002	052-433-2290	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	渡邉　みなみ 行政書士法人アベニール　名古屋事務所	名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車ビル南館９階	450-0002	052-433-2290	単位会変更(三重会より)
名南	寺嶌　直希	名古屋市緑区鳴海町字砦19番地 砦ビル402	458-0801	052-627-2039	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	木場　まゆみ			080-4842-7877	事務所電話番号
尾張	堀井　義明	春日井市鳥居松町五丁目31番地 三原ビル２階	486-0844		事務所所在地

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
尾北	後藤　幸子	江南市飛高町中町74番地	483-8067	090-1743-6946	事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	髙松　聡子	一宮市栄一丁目11番16号 マースビル５階	491-0858		事務所所在地
一宮	森田　信頼			080-3672-6349	事務所電話番号
一宮	古澤　大寛 行政書士オフィスラムズ				事務所名称
一宮	関本　知加	一宮市末広２丁目13番６号	491-0918		事務所所在地
一宮	島田　佳織	一宮市栄一丁目11番16号 マースビル５階	491-0858		事務所所在地
海部	二又　礼子	あま市中萱津九反所52番地	490-1113	052-870-7150	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	市川　和子	岡崎市中島町字上町32番地２	444-0226	0564-74-0760	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	岩瀬　則子	岡崎市板屋町71番地１	444-0053	090-6646-5322	事務所所在地、 事務所電話番号
岡崎	内山　洋平	岡崎市上衣文町字猿田200番地５	444-3504		事務所所在地
豊田	五藤　友香	豊田市西町四丁目25番地13 フジカケ鐵鋼ビル５階	471-0025		事務所所在地
豊田	川口　大地			090-3584-6135	事務所電話番号
碧海	橋本　好司	知立市谷田町本林三丁目１番地４ ニナガワビル２Ａ	472-0015	0566-95-9201	事務所所在地、 事務所電話番号
碧海	伊藤　正行			0566-68-5609	事務所電話番号
碧海	今尾　健一	刈谷市相生町二丁目29番地２ K-frontビル１　２階	448-0027		事務所所在地
東三	濱田　順子 ひらり行政書士事務所	豊川市赤坂町松本288番地１	441-0202	080-6335-9642	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
東三	後藤　洋介	豊橋市神明町74 豊橋フロントビル４階	440-0882		事務所所在地
東三	中山　尚美			080-6940-9544	事務所電話番号
東三	野田　昌義			080-9110-8998	事務所電話番号

COSMOS通信11月号
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日　　時　令和５年７月26日㈬　午後２時～４時
場　　所　春日井市味見ふれあいセンター
相 談 会　相談員　西原　公正会員
　　相談者　０名

日　　時　令和５年８月３日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　相談員　春原　義昭会員　山野　伊紀会員
　　相談者　２名

日　　時　令和５年８月10日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　相談員　堀　己喜男会員
　　山﨑　由美子会員
　　相談者　３名

日　　時　令和５年８月16日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　相談員　久田　邦博会員　東　芳幸会員
　　相談者　２名

日　　時　令和５年９月７日㈭
　　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　相談員　鈴木　堅太会員　宮本　隆会員
　　相談者　３名

日　　時　令和５年９月11日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　相談員　松井　俊幸会員　池山　正彦会員
　　相談者　１名

日　　時　令和５年９月19日㈫　午後１時～３時
場　　所　北名古屋市西庁舎
相 談 会　相談員　石谷　隆弘会員　西原　公正会員
　　相談者　０名

日　　時　令和５年９月23日㈯　午前10時～午後４時
場　　所　オアシス21　銀河の広場
相 談 会　相談員　伊福副支部長　二村総務部長
　　日下監事　宮本　隆会員
　　山﨑　由美子会員
　　相談者　29名

日　　時　令和５年９月24日㈰
　　午前９時30分～午後３時
場　　所　大府市石ヶ瀬会館・保健センター
相 談 会　相談員　柴田副支部長　中島　崇会員
　　春原　義昭会員　東　芳幸会員
　　山下　須美子会員
　　相談者　６名

セミナー・相談会の開催予定

日　　時　令和５年11月２日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年11月15日㈬　午後１時～３時
場　　所　犬山市役所会議室
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年11月16日㈭　午後１時～３時
場　　所　扶桑町いこいの家
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年11月18日㈯　午前10時～午後４時
場　　所　天白区役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年11月22日㈬　午後１時30分～４時30分
場　　所　春日井市総合福祉センター
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年12月７日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年12月14日㈭　午後１時30分～４時
場　　所　小牧市役所
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和５年12月19日㈫　午後１時～４時
場　　所　北名古屋市役所西庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和６年１月４日㈭　午後１時30分～３時30分
場　　所　江南市役所西分庁舎
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和６年１月11日㈭　午後１時30分～４時30分
場　　所　ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
　　（愛知県大府市）
相 談 会　成年後見等無料相談会

日　　時　令和６年１月15日㈪　午後１時～４時
場　　所　岩倉市役所市民相談室
相 談 会　成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の２週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。
申込先　　コスモスあいち事務局
　　TEL　052－908－3022

あとがき

日本の刑訴法は「疑わしきは被告人の利益に」というように『性善説』の立場をとっています。近年、殺人や強奪をともなう特殊詐欺や振り込め詐欺、違法薬物の蔓延、大規模な性加害事件、保険金の不正請求等、日本人の民度が著しく低下し、治安が悪化しています。暴対法や暴力団排除条例で減少傾向の暴力団に替わって、半グレ集団の台頭が大きく影響していると言われています。彼らには前記の法や条例が適用されないのです。完全に生業化してきています。最近のTVで電話詐欺の録音によると、丁寧な口調で名前と住所を聞き出し、あげくは２回ほど「正直者がバカをみる世の中ですね」「頂いた氏名と住所は犯罪行為に利用させて頂きます。」と啖呵を切る始末。身震いがしました。

私みたいな凡人には人の本質が「善か悪か」という哲学的な事は分かりませんが、グローバル化した日本において、法律等の改正が急務だと感じました。

会報委員長　長峰　均

《今月の表紙》　於大の方の由緒の地
「椎の木屋敷跡」

徳川家康の生母‘於大の方’が住んだとされる屋敷跡で、現在では東屋と於大の方の座像を配した庭園として整備されています。

椎の木屋敷は刈谷城から北東の方面に堀一つ隔てたやや小高い丘にありました。「屋敷」とありますが、このあたり一帯のことを言うようです。この辺りに大きな椎の木が何本も茂っていたことからそう呼ばれるようになりました。

徳川家康の生母、於大の方が岡崎の松平広忠から離縁された後、阿久比の久松俊勝へ嫁ぐまでの間移り住んだといわれています。江戸時代には霊地とされ、一般には出入りが禁止され、鍵がかけられていました。中には数基の五輪の塔と地蔵尊が立っていたといわれます。

現在は東屋と於大の方の座像を配した庭園として整備され、静かな住宅街の中で市民の憩いの場として親しまれています。

文章：刈谷市観光協会HPより抜粋・引用
写真：鈴木景子撮影

会報321号　担当

広報部	担当副会長	内藤　広子
	部長	野﨑　晃
	次長	武　譲二
	部員	入山　康彦
	部員	貝田　和美
会報委員会	委員長	長峰　均
	副委員長	石原　遥
	本号担当委員	
	（表紙）	鈴木　景子
	（会員訪問記）	佐橋　正也

会報321号　令和５年11月１日発行

発行人　竹田　勲
編集人　野﨑　晃

発行所　愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL〈052〉931-4068（代）
FAX〈052〉932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
https://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所　日大印刷株式会社

ー愛知県行政書士会会員へのお知らせー
令和6年カレンダーについて

広報ツールとして毎年作成しておりますカレンダーですが、本年度も愛知会PR用としての卓上式の他に、壁掛け式カレンダーを作成いたします。

カレンダーにつきましては、本会にお越しの折にお持ち帰りいただけるよう12月1日より1階事務局に用意をいたします。「お一人様1部」のお願いと、代理受領はお断りします。なお、無くなり次第終了させていただきますことをご了承ください。

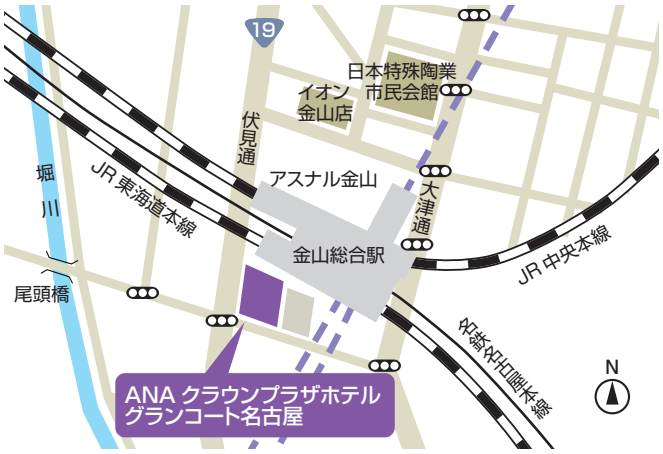
広報部

新年賀詞交歓会 開催のご案内

愛知県行政書士会及び
愛知県行政書士政治連盟共催

開催日 令和6年1月10日(水)

会場 ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋
7階 ザ・グランコート
名古屋市中区金山町一丁目1番1号



金山総合駅南口より徒歩1分

行政書士ADRセンター愛知

自転車事故に関する紛争※
- 自転車と自転車の衝突
- 自転車と歩行者との衝突
- 自転車が引き起こした物損事故

*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- 敷金精算に関する紛争
- 賃貸建物の原状回復費用の
- 負担割合に関する紛争

愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※
- ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- 血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ペットの鳴き声をめぐる紛争
- 猫へのエサやりに関する紛争

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争
- 外国人に対する職場ハラスメント
- 外国人の職場での待遇についての不満
- 外国人の就学者に対するいじめ
- 外国人就学者から学校へのクレーム

*職場・学校における外国人に対する宗教、
*環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管):
行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者

c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館

d) 実　施　日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)

●当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)

●当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。

●当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分